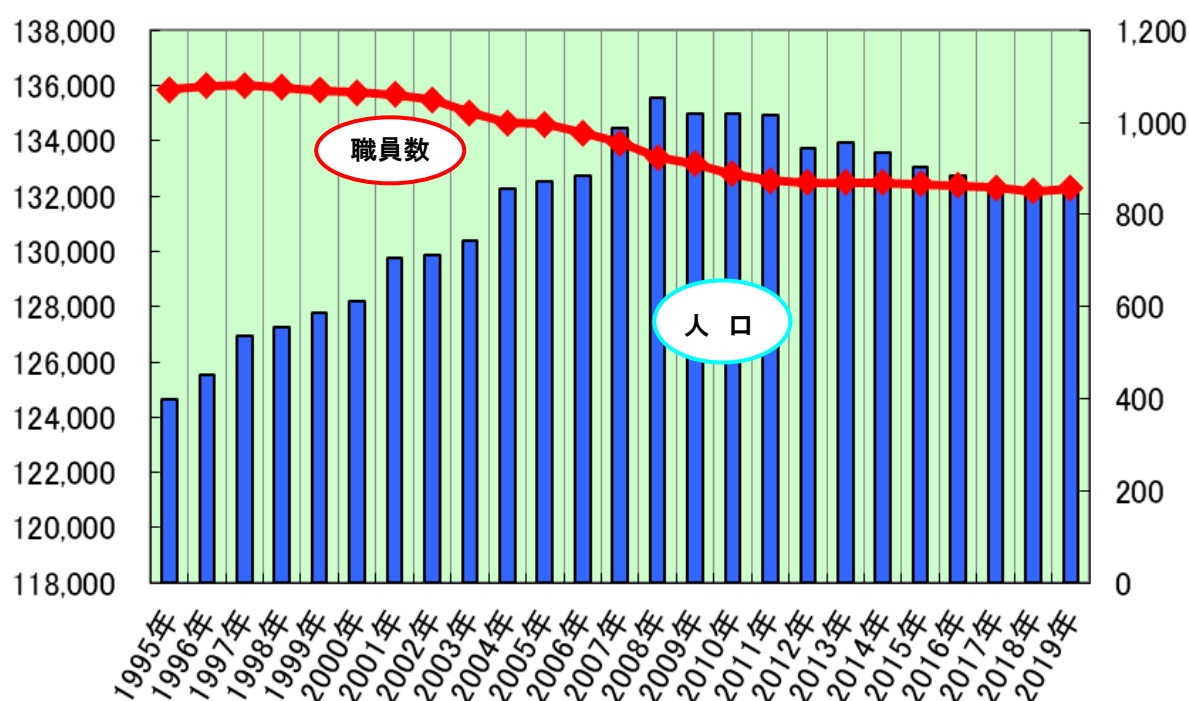


# 我孫子市の人事の運営等の状況【2019年度版】

我孫子市の人事の運営等の状況について公表します。職員数及び職員給与等の内容は次のとおりです。

## 第1章 職員数及び職員の任免に関する状況 ●●●●●●●●

(1) 職員数の推移（各年4月1日現在）



年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
職員数	874	869	869	869	866	864	859	851	857
人口	134,911	133,749	133,923	133,558	133,044	132,715	132,401	132,231	132,167

## (2) 職員の任免等の状況

区 分	2018 年度		2019 年度		
	4.1 現在 職員数	年度中 退職者	新規 採用者	異動等による増減	4.1 現在 職員数
一般行政部門	541 人	▲22 人	26 人	▲2 人	543 人
教育委員会	87 人	▲6 人	4 人	2 人	87 人
公営企業等	70 人	0 人	3 人	▲1 人	72 人
消 防	153 人	▲5 人	7 人	0 人	155 人
合 計	851 人	▲33 人	40 人	1 人	857 人

※ 公営企業等の職員は、水道局、下水道課、国保特別会計及び介護保険特別会計に属する職員をいいます。

## (3) 障害者の雇用の状況 2019. 6. 1 現在雇用率

我孫子市・我孫子市教育委員会	2.04%
----------------	-------

## (4) 2019 年 4 月 1 日採用者数

職 種	一般行政職 (上級)	一般行政職 (初級〔身体・精神 障害者対象〕)	技術職 (土木)	技術職 (土木〔経験者〕)	福祉総合職 (社会福祉士)	福祉総合職 (心理)	保育士	消防士	合 計
人数	21 人	3 人	1 人	1 人	1 人	2 人	4 人	7 人	40 人

## (5) 2018 年度中の退職者数

職	定年退職	応募認定退職	普通退職	死亡退職	懲戒免職	計
一般行政職	11 人	3 人	3 人	1 人	—	18 人
福 祉 職	2 人	1 人	3 人	—	—	6 人
税 務 職	2 人	—	—	—	—	2 人
消 防 職	2 人	2 人	1 人	—	—	5 人
医 療 職	—	—	—	—	—	—
技能労務職	2 人	—	—	—	—	2 人
企 業 職	—	—	—	—	—	—
計	19 人	6 人	7 人	1 人	—	33 人

定年退職 … 60 歳に達した日以後における最初の 3 月 31 日に退職します。

応募認定退職 … 退職日年齢 45 歳以上の者が早期退職募集に関する要綱に基づき退職するもので、退職手当等に優遇措置があります。

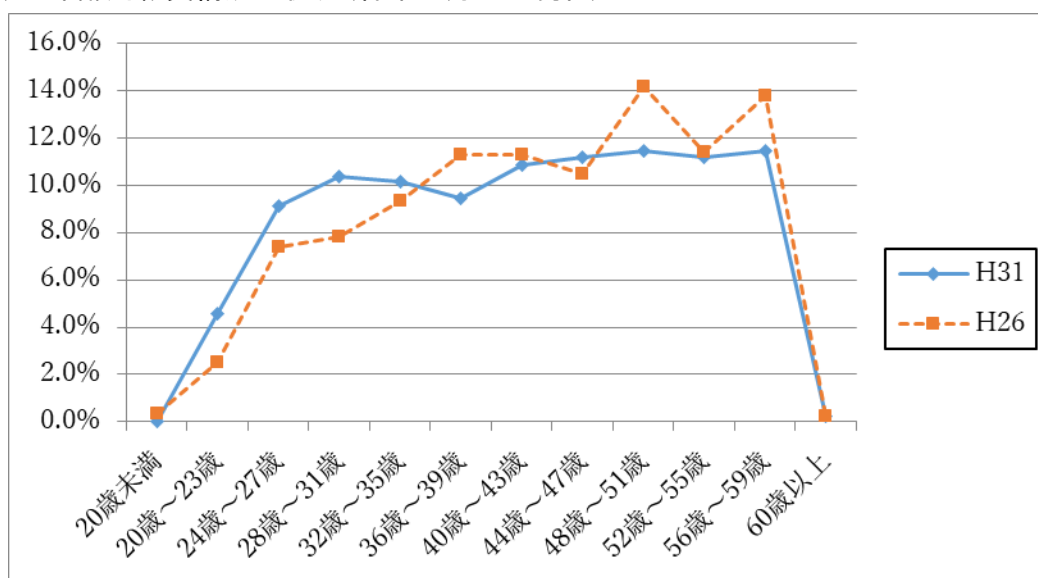
## (6) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		2018	2019		
一般行政	議会	5	5	0	
	総務・企画	136	134	△2	総務部付け職員の退職
	税務	41	41	0	
	農林水産	14	14	0	
	商工	10	12	2	プレミアム商品券対応
	土木	86	86	0	
	民生	191	193	2	保育園スタッフ充実、社会福祉課スタッフ充実
	衛生	58	58	0	
	小計	541	543	2	
特別行	教育	87	87	0	
	消防	153	155	2	消防職員前倒し採用
	小計	240	242	2	
公営企業等	水道	19	19	0	
	下水道	13	15	2	下水道課スタッフ充実
	その他	38	38	0	
	小計	70	72	2	
合計		851 [1,093]	857 [1,093]	6 [0]	

(注) 1. 職員数は、一般職に属する職員数です。2. [ ]内は、条例定数の合計です。

## (7) 年齢別職員構成の状況(各年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0	39	78	89	87	81	93	96	98	96	98	2	857

## (8) 定員管理適正化計画について

依然として厳しい当市の財政状況の中で、総人件費の抑制を図っていく必要があるものの、地方分権の進展や社会保障制度改革等による業務量の増加への対応や、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律により、超過勤務の上限規制が設けられるなど、職員の健康管理への配慮等が求められています。

こうした状況の中、今計画では現行の執行体制を維持することを基本に、引き続き民間委託の推進や多様な任用形態の職員の活用等により、必要な人員を確保することとします。

今計画は3年間の計画期間としますが、計画期間中でも、事業の見直しや事業のあり方等の検討を踏まえ、目標数の見直しを行います。

## 第八次定員管理適正化計画

年 度	2020年度	2021年度	2022年度
職 員 数	857	857	857
目 標 数	0	0	0
実 績			

(参考) これまでの定員管理適正化計画の概要と実績

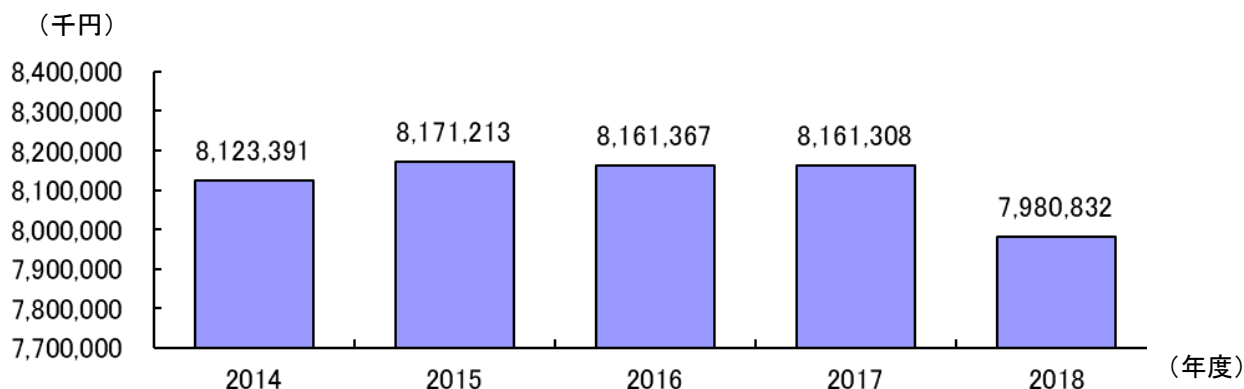
計画	第一次計画						第二次計画		
	目標数：▲16人 実績：▲19人						目標数：▲39人 実績：▲61人		
年 度	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
職員数	1,080	1,081	1,076	1,070	1,065	1,061	1,049	1,021	1,000
目標数		▲2	▲2	▲4	▲4	▲4	▲12	▲15	▲12
実 績		1	▲5	▲6	▲5	▲4	▲12	▲28	▲21

計画	第三次計画				第四次計画		
	目標数：▲80人 実績：▲75人				目標数：▲65人 実績：▲51人		
年 度	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
職員数	996	977	955	925	910	888	874
目標数	▲4	▲20	▲20	▲36	▲15	▲20	▲30
実 績	▲4	▲19	▲22	▲30	▲14	▲23	▲14

計画	第五次計画			第六次計画			第七次計画	
	目標数：▲7人 実績：▲5人			目標数：▲17人 実績：▲10人			目標数：▲5人 実績：▲2人	
年 度	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
職員数	869	869	869	866	864	859	851	857
目標数	▲4	0	▲3	▲8	▲3	▲6	▲3	▲2
実 績	▲5	0	0	▲3	▲2	▲5	▲8	6

## 第2章 職員の給与等に関する状況 ●●●●●●●●●●

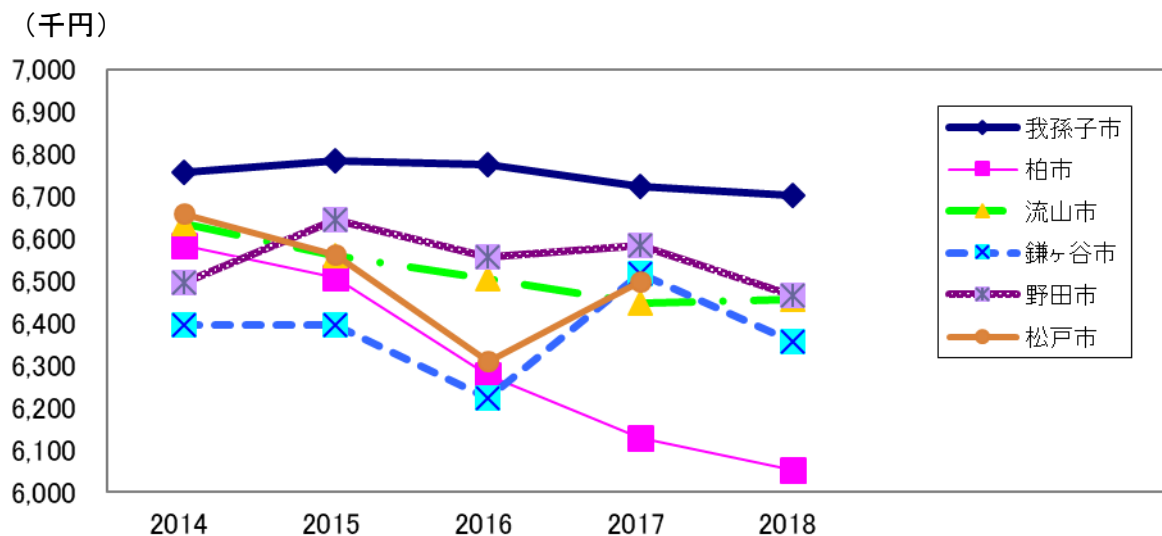
### (1) 人件費（普通会計決算）



※ 普通会計とは、水道事業会計と下水道や介護保険などの特別会計以外の会計をいいます。

※ 人件費には、市長などの常勤特別職や議員、委員会の委員などの非常勤特別職、常勤一般職および非常勤一般職の報酬、給料、諸手当、共済組合負担金、社会保険料負担金などが含まれています。

### (2) 職員一人あたりの給与費（普通会計決算）



#### ▼上記グラフの数値

	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度
我孫子市	6,756 千円	6,784 千円	6,773 千円	6,722 千円	6,703 千円
柏市	6,583 千円	6,507 千円	6,277 千円	6,127 千円	6,051 千円
流山市	6,635 千円	6,559 千円	6,503 千円	6,447 千円	6,455 千円
鎌ヶ谷市	6,394 千円	6,395 千円	6,221 千円	6,515 千円	6,356 千円
野田市	6,494 千円	6,643 千円	6,556 千円	6,584 千円	6,465 千円
松戸市	6,658 千円	6,561 千円	6,309 千円	6,497 千円	—

※松戸市の2018年度の値については公表時期が12月のため掲載していません。

## ▼我孫子市の2018年度の職員給与費（普通会計決算）

職員数 (A)	給 与 費				1人あたりの 給与費 (B) / (A)
	給 料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)	
781人	千円 2,980,147	千円 902,094	千円 1,353,023	千円 5,235,264	千円 6,703

※職員数は2018年4月1日の人数です。 ※職員手当には退職手当を含みません。

## (3) ラスパイレス指数の状況（各年度4月1日現在）

年 度	我孫子市	柏市	流山市	鎌ヶ谷市	野田市	松戸市
2016年度 (地域手当補正後)	101.1 (95.0)	101.9 (101.9)	101.4 (102.4)	101.4 (102.8)	99.9 (99.9)	103.5 (103.5)
2017年度 (地域手当補正後)	101.3 (95.6)	101.9 (101.9)	101.6 (102.6)	101.6 (103.0)	99.0 (99.0)	102.2 (102.2)
2018年度 (地域手当補正後)	100.8 (95.2)	102.1 (102.1)	101.3 (102.5)	101.8 (103.2)	99.0 (99.0)	101.3 (101.3)

※ラスパイレス指数とは、給料月額を基にして、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。なお、地域手当補正後のラスパイレス指数は、給料月額と地域手当を合算した額を基にして、前記と同様に算定した指数です。

## (4) 職員の平均年齢、平均給料月額と平均給与月額（2019年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	41.9歳	323,069円	431,707円
技能労務職	52.3歳	363,956円	439,854円
うち用務員	52.5歳	357,112円	402,931円
うち自動車運転手	54.3歳	371,690円	512,763円
うち清掃職員	54.7歳	374,932円	484,044円
うち学校給食員	47.5歳	343,540円	382,676円
うちその他技能労務職	51.7歳	361,842円	421,425円
消防職	40.0歳	315,361円	416,978円

※ 平均給料月額とは、職種ごとの職員の基本給の平均です。

※ 平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

※ 技能労務職については、現在、退職者不補充や民間委託の推進による職員数削減に取り組んでいます。今後も職務の性格や内容を踏まえつつ、民間、国・県および近隣市の職員の給与等を参考としながら適正な給与制度の運用に努めていきます。

## (5) 職員の初任給（2019年4月1日現在）

区分		我孫子市	柏市	流山市	鎌ヶ谷市	野田市	松戸市
一般 行政職	大学卒	187,200円	187,300円	187,200円	180,700円	187,200円	187,200円
	高校卒	153,000円	153,000円	153,000円	148,600円	153,000円	153,000円

## (6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（2019年4月1日現在）

区分		経験年数 10年	経験年数 15年	経験年数 20年
一般行政職	大学卒	245,123円	275,203円	350,392円
	高校卒	—円	—円	—円
技能労務職	高校卒	—円	—円	—円
消防職	大学卒	—円	—円	314,623円
	高校卒	221,700円	255,492円	314,623円

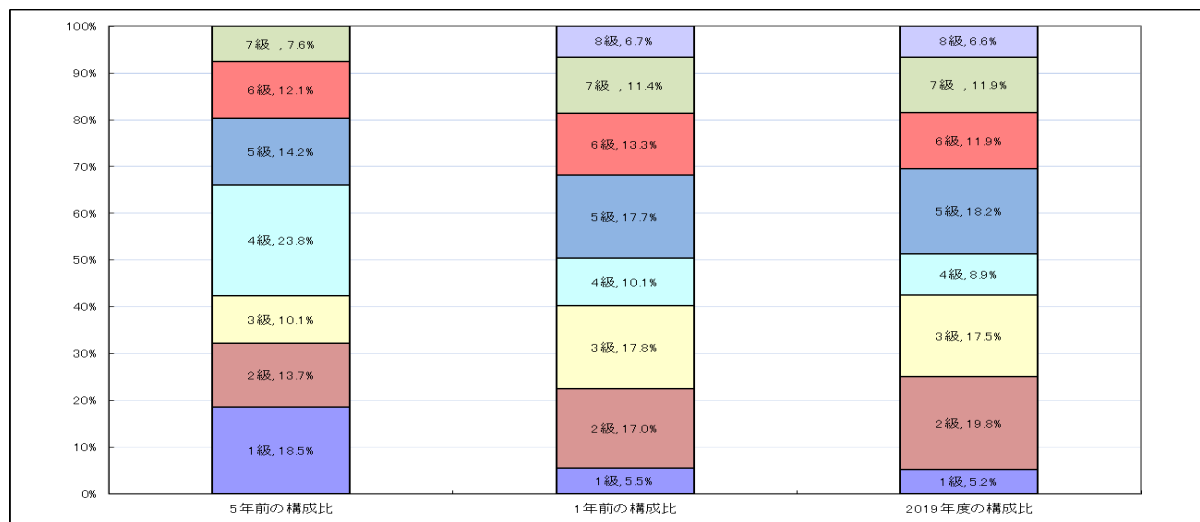
## (7) 一般行政職の級別職員数（2019年4月1日現在）

区分	標準的な職務の内容	5年前（2014年4月1日）			区分	標準的な職務の内容	2018年4月1日現在			2019年4月1日現在		
		職員数	構成比				職員数	構成比	職員数	構成比		
1級	主事、技師	81人	18.5%		1級	主事、技師	24人	5.5%	23人	5.2%		
2級	主任	60人	13.7%		2級	主任主事	74人	17.0%	87人	19.8%		
3級	主査	44人	10.1%		3級	主任	78人	17.8%	77人	17.5%		
4級	主査長	104人	23.8%		4級	主査	44人	10.1%	39人	8.9%		
5級	課長補佐、副主幹	62人	14.2%		5級	主査長	77人	17.7%	80人	18.2%		
6級	課長、主幹	53人	12.1%		6級	課長補佐、副主幹	58人	13.3%	52人	11.9%		
7級	部長、部次長	33人	7.6%		7級	課長、主幹	52人	11.9%	52人	11.9%		
計		437人	100.0%		8級	部長、部次長	29人	6.7%	29人	6.6%		
					計		436人	100.0%	439人	100.0%		

※ 2015年度から、7級制から8級制に等級変更しています。

※ 市の給与条例に基づく給料表の区分による職員数です。

※ 標準的な職務とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



## (8) 地域手当

1人あたりの平均 支給年額	2017年度決算	2018年度決算	2019年度予算
	389千円	382千円	380千円
支給率	2017年4月1日現在	2018年4月1日現在	2019年4月1日現在
	9.5%	9.5%	9.5%

※ 地域手当とは、民間における賃金、物価および生計費が高い地域で支給する手当です。

※ 地域手当の支給額＝（給料、扶養手当および管理職手当の月額合計額）×支給率

## ▼地域手当支給率の比較（2019年4月1日現在）

区 分	我孫子市	柏市	流山市	鎌ヶ谷市	野田市	松戸市
支給率	9.5%	6%	7.3%	7.5%	6%	10%

## (9) 期末手当・勤勉手当（2018年度決算）

1人あたりの 平均支給年額	期末手当	勤勉手当	役職加算
1,668,984円	2.6月分	1.85月分	6%～20%

※ 国は役職加算が5%～20%の他、管理職加算10%～25%があります。

## (10) 時間外勤務手当（2018年度決算）

支給実績	235,065千円	1人あたりの平均支給年額	358千円
------	-----------	--------------	-------

## (11) 特殊勤務手当

区 分	全 職 種
支給実績（2018年度決算）	11,498千円
支給職員1人あたり平均支給年額（2018年度決算）	76千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（2018年度決算）	17.9%
手当の種類（手当数）（2019年4月1日現在）	6種類

区 分	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
危険作業手当	消防職員	毒物、劇物など有害物の 取扱作業	日額 500 円
防災作業手当	消防、防災担当職員など	災害救助、り災者対策業務	日額 1,000 円
消防作業手当	消防職員	消防作業	1回 300円～600円
行旅死病人取扱手当	社会福祉課職員	行旅死病人の取扱作業	死亡人 1件 3,000 円
			病人 1件 1,500 円
感染症防疫等作業手当	健康づくり支援課職員	感染症発生予防、まん延 防止処理	日額 500 円
環境現場作業手当	クリーンセンター職員、 道路課職員など	清掃作業、道路補修など 現場作業	日額 500 円



## (12) その他の手当 (2019年4月1日現在)

区 分	内容および支給単価 (1カ月)	国の制度と内容	支給実績 (2018年度決算)	1人あたり 平均支給年額 (2018年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 1人 10,000円 父母等 1人 6,500円 16歳～22歳 1人 5,000円加算	同じ	89,226千円	224千円
	配偶者なしの1人目 子 1人 12,000円	子 1人 10,000円		
住居手当	借家 27,000円を限度 (手当対象家賃11,000円を超える場合)	27,000円を限度 (手当対象家賃12,000円を超える場合)	46,230千円	275千円
通勤手当	電車・バス利用者に対し、6カ月 定期券代を半年に一度支給	同じ	67,243千円	94千円
	自家用車等の利用者に対し、距離 に応じ月額4,600円～28,000円 支給	距離に応じ、月額 2,000円～31,600円		
管理職手 当	部長級 73,300円 次長級 63,500円 課長級 46,200～55,400円 課長補佐級 38,700円	4級～10級の職務の級に 応じて46,300円～ 139,300円を支給	101,411千円	579千円

## (13) 退職手当 (2019年4月1日現在 千葉県市町村総合事務組合)

区分	自己都合 (市)	自己都 合(国)	応募・定年 (市)	応募・ 定年 (国)	その他の加算措置
勤続20年	19.6695月分	同じ	24.586875月分	同じ	・定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)  一人あたりの平均支給額 18,192千円
勤続25年	28.0395月分	同じ	33.27075月分	同じ	
勤続35年	39.7575月分	同じ	47.709月分	同じ	
最高限度額	47.709月分	同じ	47.709月分	同じ	

※1人あたりの平均支給額は、前年度に退職した全職種の職員に支給された平均額です。

※退職手当は、千葉県市町村総合事務組合の退職手当条例で支給率が定められています。

## (14) 特別職の報酬等の状況 (2019年4月1日現在)

(単位：円)

区 分		給 料 月 額 等					
		我孫子市	柏 市	流 山 市	鎌ヶ谷市	野 田 市	松 戸 市
給 料	市 長	846,000	961,000	926,500	900,000	972,000	1,050,000
	副市長	724,000	790,000	800,000	780,000	831,000	860,000
	教育長	662,000	721,000	741,300	705,000	750,000	760,000
地域 手当	三役の 支給率	無	6%	7.3%	無	6%	10%
報 酬	議 長	530,000	668,000	547,900	505,000	547,000	720,000
	副議長	470,000	597,000	488,100	455,000	492,000	660,000
	議 員	440,000	577,000	458,250	430,000	450,000	590,000
期 末 手 当	市長 副市長 教育長	4.35月分	4.45月分	4.4月分	4.45月分	4.3月分	4.45月分
	議長 副議長 議員	4.25月分	4.45月分	4.25月分	4.45月分	4.3月分	4.45月分
退 職 手 当	市 長	14,212,800	16,606,080	15,565,200	15,120,000	20,995,200	23,688,000
	副市長	8,688,000	7,584,000	9,600,000	9,360,000	9,972,000	10,732,800
	教育長	4,766,400	4,152,960	5,337,360	5,076,000	5,400,000	5,198,400
	支給時 期	任期ごとに 支給	任期ごとに 支給	任期ごとに 支給	任期ごとに 支給	退職時(通 算)	任期ごとに 支給

## (15) 特別職の給料月額等の推移

(単位：円)

区 分		2016年4月1日	2017年4月1日	2018年4月1日	2019年4月1日
給 料	市 長	837,000	837,000	837,000	846,000
	副市長	716,000	716,000	716,000	724,000
	教育長	655,000	655,000	655,000	662,000
地域手当	三役の支給率	無	無	無	無

## 第3章 職員の服務等に関する状況 ●●●●●●●●●●

### 1 職員の勤務時間その他の勤務条件状況(勤務時間・休憩・休日・休暇)

(1) 2019年4月1日現在の勤務時間休憩等

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	勤務の開始時間	勤務の終了時間	休憩時間
38時間45分	7時間45分	8時30分	17時00分	12時15分から 13時00分まで

(2) 有給休暇

休暇の種類	内容	日数等
年次有給休暇	20日を超えない限度で翌年度に繰り越すことができます	1年度につき20日付与
病気休暇	負傷又は疾病のために勤務できない職員に対し、やむを得ないと認められる最小限度の期間認められる休暇	90日以内
特別休暇	社会習慣上や物理上等から勤務しないことが真にやむを得ない場合に認められる休暇	主な特別休暇と承認される日数等は次の表のとおりです。

特別休暇の日数等

原因	日数等
職員の分べん	出産予定日以前8週間、出産の翌日から8週間
女性職員の生理時の就業が著しく困難な場合	2日以内
生後1年に達しない子の保育のために必要な授乳等	1日2回それぞれ30分以内
職員の結婚	5日以内
父母の祭日	1日以内
忌引	親族に応じて1日から10日の範囲内
妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合	妊娠週に応じて4週間に1回から1週間に1回で必要な時間
骨髄移植のためのドナー登録又は提供に伴う検査入院	必要と認める期間
社会に貢献する活動	1年度5日
つわり	一の妊娠期間につき、5日の範囲内
妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	勤務時間の始め又は終わりにおいて1日1時間を超えない範囲内で必要とされる期間
夏季の諸行事、心身の健康増進又は家庭生活の充実	6日の範囲内
子育て	子の年齢により1年度15日、10日、8日の範囲内
要介護者の必要な世話をを行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合(短期介護休暇)	1の年度において5日(要介護者が2人以上の場合は10日)の範囲内

## (3) 無給休暇・休業

種類	制度の概要	日数等
介護休暇 介護時間	職員が配偶者、父母、子等の介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合に承認される休暇	・介護休暇～1年度 180日以内 ・介護時間～連続する3年の期間内において1日を通じて2時間以内
育児休業 部分休業	仕事と育児の両立、調和を可能とする制度で、継続的な勤務を促進するもので、3歳未満の子どもを養育する職員が、男女を問わず取得できる休業。部分休業は、小学校就学始期までの子の養育のため、1日の勤務時間の一部について勤務しない休業	・育児休業～当該子の出産の翌日から3歳に達するまでの前日までの間において原則1回。 ・部分休業～勤務時間の始め又は終わりに1日を通じて2時間以内
配偶者 同行休業	公務において活躍することが期待される有為な職員の継続的な勤務を促進するため、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを希望する場合に、職員としての身分を保有しつつ、職務に従事しないことができる休業	配偶者が外国に住所又は居所を定めて滞在する期間のうち、職員が希望する期間（3年の範囲内）

## 2 職員の分限及び懲戒処分の状況

## (1) 2018年度中の分限処分者数

分限処分は、職員が職責を十分果たすことができない場合に公務能率を維持し、適正な運営を確保するため、職員の意に反して行う処分です。

処分事由	処分の種類	件数
心身の故障 (地方公務員法第28条第2項第1号)	休職	8人

## (2) 2018年度中の懲戒処分者数

懲戒処分は、職員の非違行為に対して制裁を与える制度で、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を追及することで、規律を保持し、秩序を維持するものです。

2018年度中に懲戒処分はありませんでした。

### 3 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

#### (1) 職員の研修の状況

限られた職員数で魅力あるまちづくりを進めるためには、職員一人ひとりの資質の向上を図り、能力を最大限に引き出すことが必要です。そのため、市では経験年数や職階に応じた階層別研修、専門的な知識、技能を修得するための専門特別研修、研修機関等で学ぶ派遣研修など様々な研修を実施し、人材育成に努めています。

#### 2018年度職員研修実施状況

区分	研修名	受講者	区分	研修名	受講者
階層別 研修	新規採用職員前期研修	34人	特別 研修	防火管理者講習会	17人
	新規採用職員後期研修	32人		新規採用職員育成担当者研修	34人
	市内現地視察研修	34人		管理職研修	17人
	服務に関する研修	54人		働き方改革研修	69人
	新規採用職員メンタルヘルス研修	33人		採用予定者研修	29人
	業務改善研修(2年目)	27人		行政対象暴力講習会	26人
	法制執務研修(3年目)	27人	専門 研修	クレーム対応力強化研修	51人
	法制執務研修(4年目)	22人		救命講習会	33人
	政策法務研修(5年目)	23人		メンタルヘルス研修	52人
	人事評価研修(新任評定者)	21人		男女共同参画研修	33人
	ディベート研修	23人		交通安全運転研修	52人
	主任研修	24人		実務研修(認知症の理解)	52人
	主査長研修	33人		実務研修(身体障害者への対応)	38人
	新任課長補佐研修	20人		実務研修(地域共生社会について)	40人
派遣 研修	千葉県自治研修センター	51人	各種eラーニング専門研修	特定個人情報等の取扱いに関する研修	381人
	市町村アカデミー	3人		各種eラーニング専門研修	161人
	国土交通省関東地方整備局	1人		合 計	1,631人
	千葉県企業立地課	1人			
	総務省自治大学校	2人			
	日本経営協会研修	22人			
	民間教育・研修機関研修	15人			

#### (2) 2018年度中の人事評価の実施状況

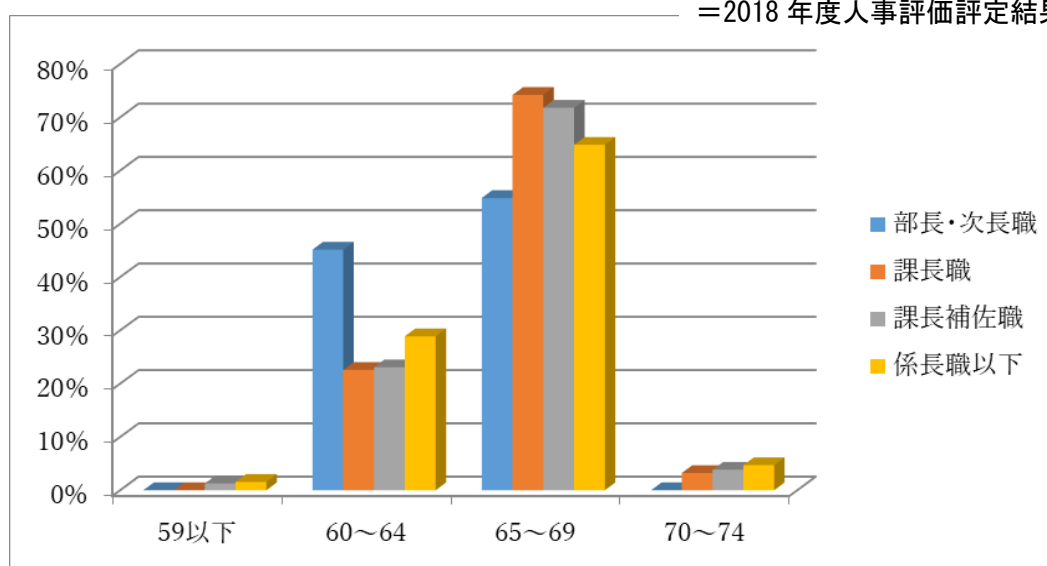
職員が持っている能力、職務上の業績等を客観的に把握したうえで評価を行い、その結果を職員の人材育成に生かし、組織全体の能力の向上と活性化を進めるため、人事評価要綱に基づき人事評価を実施しています。

評定は、業績、能力、意識の3項目を5段階で評価(標準的な評点=20×3=60点)し、その結果を勤勉手当に反映させています。

## 2018 年度評定結果

職	評点				合計
	59 以下	60～64	65～69	70～74	
部長・次長職	0 人	14 人	17 人	0 人	31 人
課長職	0 人	14 人	46 人	2 人	62 人
課長補佐職	1 人	18 人	56 人	3 人	78 人
係長職以下	10 人	184 人	413 人	30 人	637 人

=2018 年度人事評価評定結果=



## 4 職員の競争試験及び選考の状況

## (1) 2018 年度実施の職員採用試験の状況

2019 年 4 月 1 日採用の試験の職種等は次のとおりです。

職種	申込者数	第 1 次 受験者数	第 1 次 合格者数	第 2 次 合格者数	最終 合格者
一般行政職(上級)	325 人	249 人	105 人	41 人	17 人
一般行政職(自己推薦)	15 人	13 人	8 人	4 人	4 人
一般行政職(初級) 【身体・精神障害者対象】	16 人	13 人	10 人	3 人	3 人
技術職(土木)	4 人	4 人	3 人	2 人	1 人
技術職(土木)【経験者】	6 人	3 人	3 人	3 人	1 人
技術職(電気)	4 人	3 人	2 人	2 人	0 人
福祉総合職(社会福祉士)	8 人	4 人	4 人	1 人	1 人
福祉総合職(心理)	8 人	8 人	5 人	2 人	2 人
保育士	14 人	11 人	9 人	6 人	4 人
消防士	15 人	11 人	8 人	7 人	7 人
合計	415 人	319 人	157 人	71 人	40 人

## (2) 2018 年度実施の管理職登用試験の状況

管理職（課長補佐等 6 級）に登用するための試験の申込者数等は次のとおりです

受験対象者	申込者数	受験者数	合格者数
128 人	17 人	17 人	13 人

## 5 職員の福祉及び利益保護の状況

## (1) 共済制度の概要

地方公務員の共済組合制度は、社会保険制度の一環として、相互救済によって組合員及びその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、職務の能率的運営に資することを目的とし地方公務員等共済組合法に基づいて設けられています。

地方公務員の共済制度は、千葉県市町村職員共済組合を通して、その目的を達成するために大きく分けて次の 3 つの事業を行っています。

☆短期給付事業・・・組合員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡・休業又は災害に対して、必要な保険給付

☆長期給付事業・・・組合員の退職・障害又は死亡に対して厚生年金又は一時金の給付

☆福祉事業・・・健康診査などの健康の保持増進事業、保養施設の運営、住宅資金の貸付等

## (2) 職員の福利厚生現状

地方公共団体は、地方公務員法により、職員の福利厚生計画を樹立し、実施することが義務付けられています。本市では互助会組織として、我孫子市職員福利厚生会が市に代わり市から助成を受けて、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について厚生事業を実施しています。

また、我孫子市職員福利厚生会は、市からの負担金と会員の会費により運営されており、2018 年度の決算額は、17,750,496 円で、市からの負担金は 4,000,000 円でした。

## 6 公平委員会からの報告事項

中立的かつ専門的な人事機関として、職員の勤務条件に関する措置の要求を審査、判定し必要な措置を執るため、及び職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁定又は決定をするための機関として地方公務員法第 7 条第 4 項の規定により公平委員会を設置しています。

2018 年度中に、公平委員会に提出された勤務条件に関する措置の要求や、不利益処分に関する不服申し立てはありませんでした。

## 第4章 臨時職員及び非常勤の一般職の職員の状況●●●●

市には、常勤職員の他に緊急の場合又は臨時の職に関する場合に6ヶ月以内で任用する臨時職員や1年以内の期間で任用される非常勤の職員がいます。2019年4月1日の臨時職員数及び非常勤の一般職の職員数等は次のとおりです。

区 分	職 種	人 数	賃金又は報酬
臨時職員	事務補佐員	60人	時給900円
	臨時保育士	40人	時給1,180円
	保育補助員	2人	時給920円
	時間外保育士	26人	時給1,030円
	放課後対策事業 スタッフアシスタント	39人	時給920円
	学級支援員	80人	時給990円
	その他の臨時職員	231人	用務員時給900円、看護師時給1,390円、 生活支援員時給1,050円ほか
非常勤一般職 の職員	嘱託職員（事務職）	152人	時間報酬1,170円～1,490円
	放課後対策事業スタッフ	51人	時間報酬1,240円～1,620円
	嘱託司書	25人	時間報酬1,210円～1,680円
	その他専門職	137人	言語聴覚士時間報酬2,840円ほか